

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 有限責任中間法人イクレイ日本

所在地	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2F TEL: 03 - 5464 - 1906 FAX: 03 - 3797 - 1906 E-mail: office@icleijapan.org		
ホームページ	www.iclei.org/japan/		
設立年月	1993年 11月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2004年 7月 1日		
代表者	理事長 浜中裕徳	担当者	宇高史昭
組織	スタッフ 6名 (内専従 3名) 個人会員 - 名 法人会員 21自治体 その他会員 (賛助会員等) - 名		
設立の経緯	1990年にニューヨークで開かれた国連会議を契機に、自治体による環境の改善活動を推進する国際的な団体として「イクレイ」(旧称: 国際環境自治体協議会) が設立された。 日本では、1993年に日本事務所が設立され、2004年7月からは、「有限責任中間法人 イクレイ日本」として法人格を取得し活動している。		
団体の目的	環境改善などの地域活動を通して、地球規模の持続可能な発展をめざすとともに、会員のための情報交換の支援及び交流の促進を図ることを目的とする。		
団体の活動プロフィール	上記の目的を達成するため、500を超える海外の自治体、10箇所の海外事務所と協働して、以下の活動を行っている。 (1) ローカルアクション 21, 気候変動防止都市キャンペーン, 水キャンペーン, 持続可能な都市管理, 自治体のグリーン購入等のテーマにもとづく、自治体の連携によるキャンペーン・事業の推進 (2) 国連の公式な協議機関として、持続可能な開発委員会 (CSD), 気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締結国会議 (COP) 等の国連の会議への参加及び会員自治体の意見を代表した国・国際機関への提言 (3) 国際会議等の開催及び開催支援 (4) 地域環境改善や持続可能な発展に関する調査・研究, (5) イクレイ会員自治体及び内外関係諸機関との情報交換、関連情報の出版やホームページ等を活用した情報発信 (6) 国内の自治体向けに、セミナーの開催、地球温暖化防止施策先進事例調査、海外の優良事例等の翻訳・出版等国内外の環境改善活動や持続可能な開発に資する有益な情報提供		

活動事業費 (平成17年度) 20,029円

政策のテーマ

カーボンスイッチキャンペーンの展開

- 政策の分野
 - 地球温暖化の防止
- 政策の手段
 - 地方自治体の活動，国民の参加促進

団体名：有限責任中間法人 イクレイ日本

担当者名：宇高史昭

政策の目的

- 1) 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減目標 6 % の達成
- 2) 地方自治体（地域）内の二酸化炭素排出量の削減
- 3) 市民，事業者，地方自治体の地球温暖化防止の啓発，各主体及び地域が連携した実効ある地球温暖化防止行動の促進
- 4) 再生可能なエネルギーや緑の保全事業等のための財源確保，民間事業の拡大

背景および現状の問題点

2005年2月に京都議定書が発効し，わが国では同年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定され，全ての分野で地球温暖化防止の活動が求められ，その取組が進められているところである。

現在，わが国における温室効果ガス排出の現状は，民生家庭部門においてはむしろ増加傾向にあり，議定書の第一約束期間を目前にして，全体の削減目標であるマイナス 6 % 達成に向け，その対策は急務である。

そこで，これまで，環境省ではチームマイナス 6 % の運動を全国で展開し，地球温暖化防止に向けたライフスタイルの変革など国民の環境意識の定着を進めてきたところであるが，さらなる取組を推し進めるためには，環境配慮行動による削減が実感できる仕組みと行動が経済的にも環境的にもメリットがあるような実利的な運動へ展開していく必要があり，国民各層，企業，自治体が IT の活用や経済メカニズムも組み入れた各主体が協力して進める実効ある新しい運動の展開を提案するものである。

特に，環境家計簿はこれまで全国の NPO や自治体で使われ，工夫改良されてきたが，記入することに手間がかかる等の課題があり，手軽な方法が求められている。最近の携帯電話は機能が向上し，かつ身近なものとなっており，その利活用による環境家計簿への取組の拡大が期待できるものと考えられる。

イクレイ日本は，平成 18 年度環境省委託事業を受託し「地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業」として，「カーボンオフセット制度」の創設を目指し，2 地方自治体及び当該自治体内の地球温暖化防止地域推進協議会の協力のもとで，取組を進めてきたが，住民等からこの制度の創設には，地球温暖化防止につながる行動により生じた排出削減に節約だけではなく，取組へのモチベーションを高める経済的メリットや即時的な削減効果を体感できる仕組みをを求める声が上がリ，このような運動手法を検討することとなった。

政策の概要

民生部門からの排出量の削減に焦点を当て，特に都市部に居住する国民や小規模事業者各自の行動が二酸化炭素排出量やその削減効果を常に認識できるような携帯端末やパソコンを利用した情報システム，事業者や金融機関が参加した削減効果が各々経済的なメリット（マイレージポイント）につながるインセンティブを組み合わせた，地球温暖化対策に直接的につながる枠組みを構築し，国民各層の実効ある積極的な実践行動運動への参加を図るものである。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1 携帯端末版環境家計簿システムの開発

通信事業者の協力により、普及している携帯電話を活用したキャンペーンへの参加登録システムを構築する。

すでに各地で行われている環境家計簿運動に連動して、携帯電話版にカスタマイズされた環境家計簿を利用して、記入イコール、キャンペーンへの参加となるシステムとし、随時参加登録可能とする。

なお、携帯電話には下記の機能を付与する。

- ・携帯電話による環境家計簿の記入（記録の保存）
- ・参加登録者へのメールニュース配信による行動喚起
- ・携帯電話のホームページ上の表示された行動の選択によるCO₂排出削減可能量シミュレーション
- ・CO₂排出削減量に見合ったエコポイント化評価
- ・総CO₂排出削減量の集計

2 取組によるCO₂排出削減量の公表

- ・参加者全員による年間総CO₂排出削減量の集計結果を参加者にメールニュースで配信する。

3 エコポイント審査（削減量の確認）

- ・電力会社やガス事業者から発行された使用量お知らせ等を添付してポイントの審査を受ける。

4 エコポイントの既存のマイレージ化（カーボンオフセット制度）

- ・審査済みポイントを事業者の協力を得て、既存のマイレージポイント制度への移行制度を設け、各々の既存マイレージポイントとして使用できるようにする。例えば、チームマイナス6%参加企業などの購買・商品割引やグリーン購入対象商品の優待購入、鉄道会社のカードへの加点等
- ・また希望者は、行政や事業者の協力で、一定の率で換金出来るようにし、既存の自治体の基金、太陽光発電設備設置のための基金等NPO活動の支援、グリーン電力基金、金融機関が設けた環境対策に係る信託口座、金融機関による開発途上国支援のためのファンド等への寄付も選択できるようにする。（税法上の優遇措置を与える。）
- ・企業もこのキャンペーンのスポンサーとして参加を求め、上記への寄付や太陽光発電モジュールなどの機器の寄贈に協力してもらうようにする。

5 寄付者への使途報告

- ・寄付金の財務状況、使途、寄付企業名をメールニュースで配信するとともに、携帯電話のホームページ上で公表する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・有限責任中間法人 イクレイ日本
- ・参加を希望する自治体及び地域内の地球温暖化対策地域推進協議会（市民、市民活動団体、企業、企業団体）
- ・情報通信事業者
- ・一般企業
- ・金融機関

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・社会に普及している携帯電話を使って、CO₂排出削減を体感しながらキャンペーンへ参加を図れる。
- ・現在のチームマイナス6%キャンペーンを補完する意味で、キャンペーン参加者による定量的な削減効果の確認ができる。
- ・参加者の取組結果が手軽な次回取組の目標設定を容易にする。
- ・取組により得た経済的メリットをキャッシュバックすることもできるし、社会貢献として寄付行為に結びつけることができる。
- ・市民参加による対策財源の確保で、金融機関の環境対応商品の開発も促進され、民間ベースでのCO₂排出削減の代替措置（相殺）（再生可能エネルギーの導入、植林など）の推進が図れる。

その他・特記事項

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク

所在地	〒 113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 2 0 2 TEL: 03-5805-3577 FAX: 03-5805-3588 E-mail: info@greenenergy.jp		
ホームページ	URL : http://www.greenenergy.jp/		
設立年月	2 0 0 3 年 5 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2 0 0 6 年 2 月 1 3 日		
代表者	藤井 石根	担当者	都筑 建
組織	スタッフ 5 名 (内 専従 3 名) 個人会員 1616 名 法人会員 6 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	<p>2002 年、太陽光発電設置者と自然エネルギーを先駆的に暮らしに取り入れてきた有志が、太陽光発電を自宅で使っている人々のネットワークをつくり、太陽光発電等自然エネルギーの健全な普及促進をめざし、「太陽光発電設置者連絡会」の発起人として集まったことを契機としている。</p> <p>2003 年 5 月、国内最大規模の太陽光発電所長らによる NGO として発足。現在約 1600 名の会員が参加し、情報交換、交流、発電データの蓄積、社会への提言等を行っている。太陽光発電の普及のため、国、自治体、パネルメーカ、電力会社等との幅広い連携を図り、市民の立場での太陽光発電に関する設置相談を行うなど、さまざまな活動や仕組みづくりを行っている。</p>		
団体の目的	太陽光発電を始めとする自然エネルギーの普及を促進するため、太陽光発電設備等自然エネルギーの利用に係る情報の交換、提供、意見の発表、その他の事業を行うことにより、京都議定書が人類共通の課題として掲げる CO2 削減による地球温暖化防止及び自然環境の保全に寄与することを目的とする (定款 3 条より抜粋)。		
団体の活動プロフィール	<p>2003 年関東 9 都県で太陽光発電所長の交流会を立ち上げ、各地でフォーラムや自然エネルギー見学会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「太陽光発電基礎講座」を連続 3 回で開催し、太陽光発電の基礎知識を市民の間で共有化。以後継続して実施。 「太陽光発電システム流通構造調査」を実施 太陽光発電に関する太陽光発電所長による Q & A や設置事例を盛り込んだ「わが家ではじめる太陽光発電」(合同出版) 発刊。 <p>2004 年・太陽光発電システムの健康診断をオンライン実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電に関する中立的自律的な相談室を開設。 グリーン電力に関する北米調査を実施 <p>2005 年・住宅用太陽光発電の環境価値をグリーン電力証書化する事業 (PV-Green) を日本で初めて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知万博・地球市民村へ出展 (5 月「光と水のエネルギー広場」として) <p>2006 年 佐賀県太陽光発電トッパー推進事業に関する業務を受託 その他、PV 製造メーカ・PV 関連住宅メーカとの交流会開催。現在、九州、関西、中部にも地域交流会が発足。会報『PV-Net News』を季刊。</p>		

活動事業費 (平成17年度) 約18,000千 円

政策のテーマ 持続可能な社会の形成に向けた太陽光発電設置者ネットワークの国際連携

政策の分野

地球温暖化の防止 地球環境問題への対応
・ 持続可能な社会作り

政策の手段

調査研究 環境教育の・学習の推進
人材育成・交流 地域活性化と雇用

団体名：NPO 法人太陽光発電所ネットワーク

担当者名： 都筑 建

国際環境協力

政策の目的

地球上にあまねく降り注ぐ太陽エネルギーを活用する太陽光発電（以下、PV）は、地域の特性やニーズに応じた柔軟な導入が可能であり、小規模分散型で環境負荷の非常に少ない電源として、日本においても農村・都会を問わず面的な分布で定着している。

これからエネルギー需要の増加が見込まれる世界各地域において、また、地球温暖化対策に率先して取り組み地域においても、各地で先駆的に太陽光発電を取り入れてきたパイオニアが存在する。パイオニアをネットワーク化し、ネットワークのモデルづくりを行い、国際的に連携することを通じて、パイオニアの情報を相互発信・共有することにより、このPVの特性を最大限生かし、エネルギー多消費型のライフスタイルを経ずに、または現在のライフスタイルからシフトして、持続可能な社会システムへ世界全体が移行するための基盤を整えることを目的とする。

背景および現状の問題点

地球温暖化対策と豊かな暮らしの実現

エネルギー需要の増加が予測される世界各地域において、需要を満たすためのインフラが整備されていくが、どのようなインフラか、また、政策、教育等によっては、今後、その地域が地域及び国際社会、環境に与えるインパクトを大きく左右する可能性がある。

特に、京都議定書の第二約束期間が近づき、今後、この世界的なスキームへの参加が具体的に始まる諸国では、発展と環境配慮が二律背反せず、豊かな暮らしを実現する方策が望まれる。

日本における経験の活用と世界への発信

日本は住宅用太陽光発電システム（以下PV）設置導入量では世界一の数量を誇っている。小規模分散型で環境負荷の非常に少ない電源として、農村・都会を問わず面的な分布で定着している。この、日本における自給的な小規模分散型発電設備普及の経験は、先見的であり、持続可能な社会の構築に一定の役割を果たすものと考えられる。

適正規模の発展のために

地域のニーズに即した適正規模のエネルギー供給システムを構築することにより、持続可能な、オルタナティブで豊かな社会へのシフトが可能である。小規模から大規模まで、柔軟な導入が可能な太陽光発電はその受け皿としてのポテンシャルが大きい。

発展途上国においても、太陽光発電の独立型システムなどの導入による家庭におけるPVの役割は大きい。情報の共有は十分でない。国際的なネットワークを通じた、多様な実践モデルの蓄積と情報の共有により、発展の方向性についての価値観の転換も期待される。

政策の概要

- 1) 東アジア、欧米諸国のそれぞれの個人住宅用、及び独立型用太陽光発電システムの実態及びネットワーク化可能性調査を行う。
- 2) 1)の調査によりネットワークが比較的短時間で実現可能な地域と将来実現可能性のある地域と十分な交流を図り、日本における経験伝達を行いつつ、現地のニーズを把握する。
- 3) それぞれの段階に合わせてネットワークのモデルと導入に向けたマニュアルを作成する。
- 4) ネットワーク化をはじめた各地においてPVに関連するデータを測定し、それをデータベースとすることによりPVの地域性、信頼性などを分析する。
- 5) ネットワーク及びマニュアルづくりの節目の段階で国際シンポジウムを開催し、段階に合わせて各地域でも企画実現する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1. 実態把握とネットワーク可能性調査

- (1) 情報収集：各地の導入事例やエネルギー使用実態、今後の需要傾向、地球温暖化対策状況等、必要な基礎情報を集める。
- (2) 現地パートナーの設置：実現可能地域の特定にあたり、現地パートナーを設け方針を検討する。
- (3) 現地パートナーと連携し、太陽光発電システムの導入実態を小規模から大規模なものまで調査して全体像を把握し、ネットワーク化とモデル作りの可能性を検討する。

2. 実現可能地域との関係構築

- (1) ネットワーク化の実現可能時期を地域毎に整理する。
- (2) 日本や各地の相互の経験交流を通して、地域のニーズにあったネットワーク化を具体化する。

3. ネットワークのモデル化と導入可能性のマニュアル作成

- (1) ネットワーク化実施地域のモデル化を行い、マニュアル化する。
- (2) ネットワークの導入に向けたプロセスをマニュアル化する。
- (3) マニュアルとネットワーク化及びモデル化の事例をインターネットに掲載。

4. PVに関連するデータ測定とデータベース化

- (1) ネットワーク化地域においてPVに関連する各種データ（導入量、発電量、トラブル、系統、独立の実態、使用量など）を測定するための手引きを作成
- (2) 測定されたデータを現地で入力し、世界各地で共有できるデータベースを構築
- (3) 各地でデータ計測及び入力をケアする拠点を設置
- (4) 蓄積されたデータにより、PVの地域性、信頼性などを分析する

5. 国際シンポジウムの開催

- (1) ネットワーク化及びマニュアルづくりの節目の段階で、各地域の経験交流の場として、最初は日本で開催。
- (2) ネットワーク化の段階に応じて、交流シンポジウムを企画・開催。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

ネットワーク化推進（全体）

- ・ 国際交流機関、組織
- ・ 太陽光発電所ネットワーク
- ・ 大学等教育機関
- ・ 国際協力NGO/NPO等

<現地パートナー>

- ・ 韓国エネルギー代案センター（韓国）
- ・ 雲南エコネットワーク（中国）
- ・ Community Cooperative Energy (USA)
- ・ Bund fuer Umwelt und Natur Deutschland (ドイツ)
- ・ Centre for Alternative Technology（英国）

ネットワーク化推進（各地）

- ・ 地域組織
- ・ 大学等教育機関

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 1) P Vの市民ユーザーレベルで国を越えた理解が進み、自然エネルギー共通利用が大きく進む。
- 2)個人ユーザーがデータを各地で集積し比較することで PV システムの設置品質を含む性能向上が国際レベルで図れる。
- 3) 地域の特性やニーズに応じた柔軟な導入により、例えば中国のような巨大な国が化石燃料に偏った浪費型のエネルギー源からシフトし、太陽光発電をベースとした社会形成がされ、生活に密着した部分で、CO2削減に大きく貢献することが期待される。
- 4)PV という共通言語といってもいいツールを持った市民レベルのネットワークが出来ることにより具体的な自然エネルギーの共有が進み国際平和に貢献する。
- 5)地域毎の潜在的な太陽光発電の導入可能性やニーズを、ネットワーク化により顕在化することが期待される。

その他・特記事項

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク

所在地	〒 113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 2 0 2 TEL: 03-5805-3577 FAX: 03-5805-3588 E-mail: info@greenenergy.jp		
ホームページ	URL : http://www.greenenergy.jp/		
設立年月	2003年 5月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2006年 2月 13日		
代表者	藤井 石根	担当者	三浦 悦夫
組織	スタッフ 5名 (内専従 3名) 個人会員 1616名 法人会員 6名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	<p>2002年、太陽光発電設置者と自然エネルギーを先駆的に暮らしに取り入れてきた有志が、太陽光発電を自宅で使っている人々のネットワークをつくり、太陽光発電等自然エネルギーの健全な普及促進をめざし、「太陽光発電設置者連絡会」の発起人として集まったことを契機としている。</p> <p>2003年5月、国内最大規模の太陽光発電所長らによるNGOとして発足。現在約1600名の会員が参加し、情報交換、交流、発電データの蓄積、社会への提言等を行っている。太陽光発電の普及のため、国、自治体、パネルメーカ、電力会社等との幅広い連携を図り、市民の立場での太陽光発電に関する設置相談を行うなど、さまざまな活動や仕組みづくりを行っている。</p>		
団体の目的	<p>太陽光発電を始めとする自然エネルギーの普及を促進するため、太陽光発電設備等自然エネルギーの利用に係る情報の交換、提供、意見の発表、その他の事業を行うことにより、京都議定書が人類共通の課題として掲げるCO2削減による地球温暖化防止及び自然環境の保全に寄与することを目的とする (定款3条より抜粋)</p>		
団体の活動プロフィール	<p>2003年関東9都県で太陽光発電所長の交流会を立ち上げ、各地でフォーラムや自然エネルギー見学会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「太陽光発電基礎講座」を連続3回で開催し、太陽光発電の基礎知識を市民の間で共有化。以後継続して実施。 ・ 「太陽光発電システム流通構造調査」を実施 ・ 太陽光発電に関する太陽光発電所長によるQ & Aや設置事例を盛り込んだ「わが家ではじめる太陽光発電」(合同出版)発刊。 <p>2004年・太陽光発電システムの健康診断をオンライン実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電に関する中立的自律的な相談室を開設。 <p>2005年・住宅用太陽光発電の環境価値をグリーン電力証書化する事業 (PV-Green) を日本で初めて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知万博・地球市民村へ出展 (5月「光と水のエネルギー広場」として) <p>2006年 佐賀県太陽光発電トッパー推進事業に関する業務を受託 その他、PV製造メーカ・PV関連住宅メーカとの交流会開催。現在、九州、関西、中部にも地域交流会が発足。会報『PV-Net News』を季刊。</p>		

政策のテーマ 太陽光発電システムによる分散型災害時支援セーフティネットの確立

政策の分野

持続可能な地域づくり 地球温暖化の防止
環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 組織・活動 人材育成・交流 地域活性化と雇用 国民の参加促進

団体名：NPO 法人太陽光発電所ネットワーク

担当者名： 三浦 悦夫

政策の目的

本政策提言は、非常災害時に、組織的に太陽光発電システムを活用するセーフティネットの構築を通して、災害時にとどまらず、平時においても都会農村を問わず分散型エネルギー源の最大活用をベースにした、エネルギーセキュリティの面からも持続可能で安全安心な地域と暮らしを創造することを目的とする。同時に、自助、共助による市民主体の環境と防災のまちづくりを推進し、地域のニーズに即した分散型エネルギーの普及と活用の浸透促進に資することを目的とする。

背景および現状の問題点

（１）地球温暖化対策とエネルギーセキュリティ

自然エネルギーの利用の促進、省エネの推進は、地球温暖化対策のみならず、石油の中東依存度が9割、エネルギー自給率が4%という日本にとって、エネルギーセキュリティの観点でも非常に重要である。偏在しない太陽エネルギーを活用する太陽光発電等の分散型エネルギーの普及と活用は、災害時のライフラインの維持にも威力を発揮する、地域の資源であり財産といえる。

（２）太陽光発電の最大活用の遅れと普及の鈍化

日本においては30万世帯の家屋の屋根の上ですでに設置され、地球温暖化対策推進大綱にも掲載されている通り、2010年には100万世帯への設置目標が設けられている。一戸建ての住宅の20軒に1PVシステムが出現することになる。災害支援の観点から見ると分散された地域密着の非常用電源が用意されていることを意味する。

しかし、これまで住宅用太陽光発電システムの普及を牽引してきた導入補助事業が平成17年度を以って終了し、目標の達成は困難な様相を呈している。また、太陽光発電システムの導入は進んできたが、導入後、発電による環境への負荷軽減に関する評価や、省エネ行動の促進等、太陽光発電の最大活用についてはまだ十分ではない。

特に、個人住宅に設置された太陽光発電システム（以下PV）は自立運転機能を持っており、災害時にも発電された電気を利用することが出来る。しかし、自立運転機能の操作に当たって必要な基礎知識は整理また周知されておらず、ほとんど活用されていないのが現状である。それらを地域で円滑に活用するための仕組みや体制、人材育成制度も構築することによる、既存の資源を活用したセーフティネットの構築が求められる。

（３）住民主体の環境と防災のまちづくり

年々凶暴化する自然災害が増加の一途をたどる中にありながら、国も地方自治体においても地域密着型のエネルギーセキュリティネットワークや、人材育成の仕組みは、まだ本格的には構築されていない。災害時のエネルギー源の断絶は単に生活が不便になるだけでなく市民・住民に大きな不安を与え、様々な後遺症を残す結果となる。

住民主体の自助、共助による環境と防災のまちづくりへのニーズは今後高まるものと予想される。

政策の概要

太陽光発電システムによる分散型災害時支援セーフティネットは、次の機能を持つものとする。

1. 環境と防災のまちづくりの推進
2. 分散型自然エネルギーの管理及び防災時の活用に向けた拠点整備とスキルアップ
3. 市民専門家の養成

すすめ方

- (1) 予備調査等
- (2) 災害対策 PV 活用モデル地域立上げ
- (3) - 1 : 実施地域の拡大
- (3) - 2 : モデル地域での事業の拡充
- (4) 災害対策PV活用シンポジウム開催・人材育成

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

(1) 予備調査等

都道府県に対しアンケートを実施し実態を調査。

関連法制度等の調査

セーフティネット構築に向けたプロセスおよび業務全体の企画・調整(検討会形式)

(2) 災害対策 PV 活用モデル地域立上げ

実施意向を持つ自治体に対しヒアリングを行い、PV 設置状況などを見ながらモデル地域を選定し、検討会・モデル自治体・PV 設置者・設置事業者との調整を通してモデル地域において事業を開始。

相談窓口を設け、市民一般、太陽光発電設置者や設置検討者は、太陽光発電システムの導入による二酸化炭素排出削減効果、省エネの工夫、防災のためにできることなど、環境と防災のまちづくりのために必要な情報を得ることができる。

「災害時 PV 活用教室」を行い、講座受講者などに災害時協力 PV 設備の認証を行い、各戸 PV に蓄電池・防災コンセント等配備し、「災害時 PV 再構築レスキュー隊」等として登録、掲示用認証ワッペンを配布する。

公民館や小中学校等の公共施設などへの発電設備導入実態を把握し、蓄電池設置など必要なインフラを整え、ネットワーク化する。

従来の防災及び復興訓練の中に、地域の分散型エネルギー源活用を取入れる。

このモデル地域活動を雛形に、モデル自治体を増やしていくために必要な相談員の人材育成と広報活動を行う。

(3)-1 実施地域の拡大
全国の都道府県に相談窓口を設置
(2)のモデル地域(県レベル)の市町村にモデル地域を設置し、(2)から を実施。

(3)-2 モデル地域での事業の拡充
モデル地域で蓄積されたノウハウもとに、災害対策 PV 活用マニュアル(自立運転の活用事例、災害時の PV 再構築方法、地域の復興活動との連携等)を作成・配布
災害時協力認証 PV 設備マップ作成 ハザードマップとあわせて広報
空白地域を中心に PV システムの導入

(4) 災害対策 PV 活用シンポジウム開催

モデル県において開催(各県1回)し、知見の共有と情報交換を行い、必要な修正点等を確認する。

シンポジウム終了後も、災害時 PV 活用普及啓発事業として人材育成等を継続。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

検討会：地元の防災関係市民、公的セクター関係者（自治体・国土交通省等2名）、産業セクター関係者（電力事業者・メーカー等2名）、市民セクター（1名）、学識経験者（防災・工学関係2名）、

- ・ 地域組織（自治会、子ども会、婦人会等）や教育機関との連携
- ・ 学識経験者の協力
- ・ 地方自治体の協力
- ・ 市民団体、NPO等との連携

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

（1）災害時に必要となるエネルギー源の確保

- ・ 災害時の無灯火、熱源・動力源不足を地域で安全の面で補い合える効果がある。
- ・ 災害時の市民レベルの通信の電力源としての効果があり、孤立感からくる不安を取りのぞくこととなる。

（2）持続可能で安全安心な地域と暮らしの創造

- ・ 地域のニーズに即した分散型エネルギー源の積極的な導入と最大活用が可能になる。

（3）自助、共助による市民主体の環境と防災のまちづくりの具体化

- ・ 地域市民・住民の互助精神を育む
- ・ 平時においても環境と防災のまちづくりを意識したコミュニティを醸成する効果がある

その他・特記事項

・ 地域毎に異なる防災体制の整備状況及び市民の参加状況に応じて、自治体及び既存の地域組織、官庁（国土交通省）等と検討しながらすすめる必要がある。

・ モデル地域の活動の定着度合いに応じて、ホームページ等を活用した情報の共有と双方向的な発信が可能な公的な場を提供できるとよい。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 財団法人 地球・人間環境フォーラム

所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル 5 階 TEL:03-3592-9735 FAX:03-3592-9737 E-mail:AEK06375@nifty.com		
ホームページ	http://www.gef.or.jp		
設立年月	1990年5月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 1990年5月8日		
代表者	岡崎 洋	担当者	平野喬、中村洋、天野路子
組織	スタッフ 45名 (内 専従 40名)		
	個人会員 名	法人会員 23名	その他会 (賛助会員等) 8名
設立の経緯	1980年代に、当時国立公害研究所の近藤次郎所長と岡崎洋環境庁事務次官の間で、地球環境問題に対応できる財団の必要性について話し合わせ、国立公害研究所の研究成果を広く社会にPRするとともに、地球環境問題の科学的調査・研究業務を遂行するために設立された。		
団体の目的	地球環境問題の調査・研究と普及・啓発。		
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標と達成期限を定めて環境関連活動を行う自治体のネットワーク組織である持続可能な都市のための20%クラブの運営 ・ 持続可能な地域づくりにむけたローカルアジェンダの策定マニュアルや策定状況調査、タイや韓国でのローカルアジェンダの普及事業などの実施 ・ 月刊誌・グローバルネットの発行等による地球環境問題の普及・啓発活動 ・ 国立環境研究所の地球温暖化問題に関する各種調査・研究業務のサポート ・ 砂漠化、森林、温暖化、生物多様性の減少などの国際的動向に関する調査・支援 		

活動事業費 (平成17年度) 約8億円

政策のテーマ

環境プロモーター制度による温暖化対策推進法と
環境教育推進法の地域レベルでの推進に向けた基盤整備

政策の分野

- ・地球温暖化の防止
 - ・環境パートナーシップ
- 政策の手段
- ・制度整備及び改正
 - ・環境教育・学習の推進
 - ・人材育成・交流
 - ・組織・活動

政策の目的

環境カウンセラーなどの環境省が育成した人材がプロモーターとなり活動を行政、学校に積極的に働きかけ、温暖化対策推進法や環境教育推進法を推進する地域の基盤を整備する。

背景および現状の問題点

これまで、温暖化対策推進法や環境教育推進法などが整備され、地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）環境カウンセラーなどの人材、全国センターなどの組織、教材の作成・配布、教員向け講座などの事業が実施されてきた。しかし、地域レベルでは、受け入れるための基盤が整備されておらず、それらが十分に機能していない。

当財団は環境カウンセラー（澤谷精氏：環境ネットワーク・文京）とともに、平成 16 年度より文京区内の小中学校で、行政、大学の研究者や大学生、企業、退職者、NPO とともに、温暖化防止活動の実施、学校での客観的データによる省エネ計画の作成（参考資料。東洋大学・小川教授執筆。発表前のため転載等禁止）年間 50 時間以上の環境教育を実施してきた。

当初、文京区の環境・教育部署が縦割りになっており、温暖化防止対策実行計画（以下、実行計画）の担当者が学校にいるにも関わらず、環境部署は遠慮して強く活動を要求できない。また、情報も流れていないため、環境教育推進法の存在を教育部署は知らなかった。

そのため、まずは学校の省エネ活動で削減された光熱水費の一部を学校に還元する「フィフティー・フィフティー・プロジェクト」（以下、50/50）を行政側に提案した。行政、学校にとってもメリットがある仕組みの提案であったため、教育部署が事業化した。

「省エネをしなさい」という行政からの通達では学校側には抵抗がある。ただし、子供たちが「なぜ省エネをするのか」を理解して行動するための環境教育が行われるならと 50/50 を受け入れた。この際、学校では環境省等が作成した教材は「立派過ぎて」使えないとの声が多く、要望（対象学年、時間、内容）に合わせて、こちらが温暖化防止教育を実施した。

文京区では 50/50 の実施ならびに温暖化防止教育のために、1 校 1 年あたり 30 万円と 10 万円を確保した。モデル事業として 3 校のみであるが、平成 20 年度には全小中学校（31 校）で実施予定である。現在でも、ボランティアへの交通費や日当程度には十分であり、多少の人員費も確保できるようになり、実施者数の確保や専門家への調査の依頼などが容易になった。

また、これまで学校でのエネルギー使用に関する客観的なデータがなかったが、学校での電気使用量を測定できる「省エネナビ」のデータの解析、学校でのエネルギー使用割合の推計、児童・教職員のエネルギーの使用方法の調査により、それぞれの学校の実情を反映した簡易かつ効果的な省エネ調査法を構築できた。そのため、学校側も納得して省エネ活動を実施するようになった。50/50 の還元の際の評価でも、子供たちのかんばりを評価するシステムを導入することで、学校側は非常に好感を持って 50/50 に取り組んでいる。

そして、現在では縦割り行政が横でつながるようになり、学校側の協力体制が整備され、環境カウンセラーの経済的・人的基盤が整備され、実行計画を地域レベルで推進し、現在、学校を中心とした温暖化防止活動の経験から、様々な主体とともに環境教育推進法に基づく指針（提案）と温暖化防止対策推進計画（案）を作成しようというところまで活動が昇華している。

団体名：財団法人 地球・人間環境フォーラム
NPO 法人 環境ネットワーク・文京
担当者名：中村洋、染谷有美子
（地球・人間環境フォーラム）
澤谷精（環境ネットワーク・文京）

政策の概要

地域において、各主体に積極的に働きかけ、それぞれにメリットをもたらし、さらに温暖化対策推進法、環境教育推進法を地域レベルで推進するプロジェクトを提案・実施できるような人材（環境プロモーター）が活動できる基盤整備を行う。イメージとしては、環境プロモーターを中心とした、ソフト的な「学校エコ改修事業」である。

（１）環境プロモーター制度の導入

環境カウンセラーや推進員が、地域の環境プロモーターとして、各主体に積極的に働きかける基盤を整備する。そのために、学校・行政・NPOのいずれにもメリットがあり、議員なども反対しない50/50のシステムを地域の実情に合わせて修正し、教育部署に提案できるようになる手法を整備し、研修を実施する。それを突破口にして、行政・学校での活動の場の確保、経済的基盤の整備、環境部署と教育部署をつなぐ役割を担える信頼関係の構築を行う。

すなわち、一般的な事例に基づく研修ではなく、行政、学校で活動の場を確保する一点突破型ではあるが、現時点では総論賛成で、各論になると実情に合わせて修正が必要になるため普及が遅れている50/50の実践的手法を身につける。

（２）環境プロモーターによる無料温暖化防止教育相談・実施システムの構築

学校では教材が提供されても現状では使われにくい。また、学校から依頼を待っては広く実施されない。そのため、地域の環境プロモーターが学校側に積極的に働きかけ、無料で温暖化防止教育や省エネ計画について相談する仕組みを作る。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

下記の政策について、東京都文京区において、これまで活動してきた経緯を踏まえながら、下記のようなモデル事業を実施し、政策の有効性を検証する。

（１）環境プロモーター制度の導入

１）50/50の基本形の構築

行政、学校ともにメリットがあるシステムを提案できなければ、関係づくりという基礎的な部分がそもそも実施されない。そのため、環境教育の推進と温暖化防止という二つの要素を兼ね備え、行政にもメリットがある50/50の仕組みを環境プロモーター（環境カウンセラー、推進員等）が地域の実情に合わせて修正する手法の雛形を構築する。なお、環境省のモデル事業で50/50のモデル事業が実施され、還元方法等の行政の仕組みと学校での教材が整備されているため、下記項目を追加的に実施する。

（ア）学校でのエネルギー使用の現状把握手法のとりまとめ

省エネナビのデータ（時間ごと、フロアごと、動力・電灯ごと）のデータならびに、学校での調査により電気使用製品をリストアップし、それらのデータから、学校のどの場所でエネルギーがどれくらい使われているのかを定量的に示す。

（イ）学校での児童・生徒、教職員のエネルギーの削減可能性調査手法のとりまとめ

児童・生徒や教職員がどのような電気、ガス、水道の使い方をしているのかを、1日かけて調査し、そこから無駄にエネルギーを使っている場所を明確化し、全体としてどれくらい削減できる可能性があるのかを調査する。

（ウ）定量的かつ効果的な温暖化防止活動計画の作成手法のとりまとめ

学校における省エネルギー活動によるエネルギー削減効果を推定し、無駄なエネルギーを削減するための具体的な手法およびどのような組織体制で実施していくのかのアドバイスを行う。なお、活動に際しては、実行計画の担当者を巻き込む。

（エ）子ども達のがんばり、先生のがんばりが反映される評価手法のとりまとめ

従来の50/50では、前年度比の光熱水費を基本として省エネルギー量が評価されていた。

しかし、気温、学校開放などの外部要因の左右されるため、学校側からはプロセスを評価する仕組みを求める声大きい。そのため、学校での省エネ委員会の設置、ポスターの作成、学校への呼びかけ、具体的な活動の実施などの努力を評価する手法を検討する。そして、学校全体への光熱水費の還元に加え、子供や先生に対して表彰などで報いる制度も検討する。

2) 環境プロモーターの養成(環境カウンセラー、推進員への研修)

環境カウンセラーや推進員を対象として、活動の基盤整備の手法として有効な 50/50 のシステムならびに地域に合わせた修正方法について講習を受けるワークショップを開催し、例として文京区で提案するための内容を検討する。

3) 環境プロモーターの経済的・人的基盤整備手法のとりまとめ

50/50 により削減された光熱水費の一部を NPO に事業委託費として分配される仕組みを導入することにより、環境プロモーターの経済的な基盤整備を行う。現在の二酸化炭素がどれだけ減ったかを評価し、CSR 的な観点から企業の支援を受ける仕組みも検討する。

また、行政、学校を中心として、大学の研究者、大学生、退職者、主婦、地域 NPO とのネットワーク手法について、人的基盤整備のための手法についてとりまとめを行う。

(2) 環境プロモーターによる無料温暖化防止教育相談・実施システムの構築

1) 学校とのネットワーク構築手法のとりまとめ

行政との関係構築においては、50/50 は重要なツールとなるが、学校とのネットワークを構築するためには、別の手法が必要となる。そのため、学校とのネットワークを構築するために重要な手法(教育委員会からの各学校への通知、アンケート調査、校長会での情報提供、学芸会や学習発表会でのツールの提供、環境教育プログラムの紹介による呼びかけ等)についてとりまとめる。

2) 学校との無料相談・環境教育の実施

50/50 で NPO に分配された費用を使って、環境プロモーターが学校に対して積極的に働きかけ、興味を示した学校に対しては無料で下記のような事業を実施する。

- ・学校に合わせた温暖化防止教育プログラムの立案、実施
- ・既存の教材を用い、学校の実状に合わせた温暖化防止教育教材の作成
- ・客観的データからの学校内での省エネ計画の立案、温暖化防止活動へのアドバイス
- ・学校内での温暖化対策実行計画の担当者へのアドバイス
- ・その他、環境に関する講師の紹介、情報の提供、公募情報などの支援

政策の実施主体(提携・協力主体があればお書きください)

(財)地球・人間環境フォーラム
環境ネットワーク・文京

政策の実施により期待される効果(具体的にお書きください)

- ・地域レベルで環境教育推進法や温暖化対策推進法が推進される基盤が整備される。
- ・学校で児童・生徒が実践的な温暖化防止活動に取り組み、二酸化炭素が削減される。
- ・学校と行政、企業、NPO、保護者等の地域住民の結びつきが強まり、地域全体で温暖化防止に取り組む姿勢が生まれる
- ・地域のNPOや環境教育のための継続的な予算が確保される。

その他・特記事項

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 弘前大学 農学生命科学部 生物生産科学専攻
動物生態学・野生生物管理学研究室

所在地	〒036-8244 青森県弘前市文京町3 TEL:0172-39-3748 FAX: - - E-mail: swaz1111@yahoo.co.jp		
ホームページ	http://nature.cc.hirosaki-u.ac.jp/		
設立年月	1997年 10月 *認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	三浦太智	担当者	長澤郁笑・原拓也 三浦太智・山崎瞳
組織	スタッフ 28名 (内専従 4名) ----- 個人会員 名 法人会員 名 その他会員(賛助会員等) 名		
設立の経緯	農学生命科学部は平成9年10月に創設され、旧農学部と理学部生物学科を統合し、自然と人間の調和ある発展を図る高度な教育研究体制を目指し、平成13年度に完成した。		
団体の目的	今日、野生動物たちの世界に異変が起きている。様々な在来種が減少しつつある一方で、一部の外来種は蔓延しつつある。生活のあり方が従来とは変わってきた動物もあり、このような変化がなぜ生じるのか、疑問の解明は当の動物の生態と行動を明らかにすることから始まる。多様な生物の保全はそれが基本であり、最も基礎的なことが最も応用的なことなのだ。このような見地に立ち、調査および研究を行っている。		

団体の活動 プロフィール	<p>研究活動</p> <p>捕食・被食関係と魚類の行動 魚類の行動、特に日周期や潮汐周期といった周期活動のあり方を野外調査と室内実験の双方から調べ、それらの結果を捕食・被食関係の視点から考察する。扱う材料として、河川、溜池、水田と水路、潮間帯など様々なすみ場の魚を対象としている。</p> <p>魚食性鳥類の採餌生態 場所や時間帯によって、そこに生息する魚類の行動にも甚大な影響を及ぼす魚食性鳥類、とりわけサギ類の採餌生態の研究をする。特に、採餌内容や採餌場の利用の仕方が、一日のうちで、あるいは繁殖期の進行に伴ってどう変化するのかを明らかにする。</p> <p>青森県における淡水魚類の歴史 今日、野生動物たちの世界に異変が起きており様々な在来種が減少しつつある一方、一部の外来種は増加傾向にある。生活のあり方が従来とは変わってきた動物もいる。「このような変化がなぜ生じるのか」といった疑問の解明は、その動物の生態と行動を明らかにすることから始まる。多様な生物の保全はそれが基本であり、最も基礎的なことが最も応用的なことである。これらを元に本州北端に位置する本県の淡水魚類のあり方を、過去にさかのぼって明らかにする。</p> <p>野生生物の保護・管理と生息場の創出および希少動物の生物 現状の野生生物の生息場、個体群動態、群集構造などに注目し、現状評価および具体的な保護、管理方法を検討する。さらに生息場所の改善に関する生物学的根拠および工学的技術を提示する。また希少になってしまった種あるいは個体群に関して、生理、生態などの基礎的な生物学的知見を蓄積し、保護に役立つ情報を整理する。</p> <p>動物生態学・行動学 水のある環境（水中および水辺）や農村空間（水田・果樹園など）を中心とし、主に魚類・鳥類・原索動物に関する基礎的な生態および行動を調査・実験によって明らかにする。個体の行動から群集までを関連させながら扱う。また、発光バクテリアと魚類の共生関係にも注目している。</p> <p>以上のような研究活動をもとに自然環境保全の取り組みを研究室全体の活動としている。河川・海岸・農耕地生態系等々の野生生物に係る事業に多数関わっている。</p>
-------------------------	---

政策のテーマ 水産業から見た海洋・河川・湖沼の環境保全を促す機関の構築

政策の分野
循環型社会の構築、地球環境問題への対応
自然環境の保全、社会経済のグリーン化
持続可能な地域づくり
政策の手段
人材育成・交流、国民の参加促進

団体名：動物生態学・野生生物管理学研究室

担当者名：長澤郁笑・原拓也
三浦太智・山崎瞳

政策の目的

環境保全型水産業の質の向上および水産業が環境に及ぼす負荷の軽減

背景および現状の問題点

様々な環境問題がクローズアップされているが、その中で今回私たちは、生活に密着した問題に視点を置いた。改めて見ると、私たちの生活の中にも解決あるいは改善していかなければならない問題が山積している。私たち人間、特に島国としての食文化を発展させてきた日本人は、海・河川・湖沼からの水産資源などを生活の基盤としている。しかし、水産業を営む経済活動が海洋・河川・湖沼の環境を悪化させていることは否めない。今後これらの問題を放置したままでは、海洋・河川・湖沼の生態系の破壊は進み、これまでのような恩恵を受け続けることは難しくなる。日本の食卓に重要な水産業がこれからも存続していくため、海洋・河川・湖沼の生態系保全は必要不可欠である。

そこで、私たちは、水系環境の保全・改善を図るために、水産業または水産資源管理のあり方を工夫することを提案する。

現在の漁業技術は漁民の利益優先へ向けた進歩が色濃く、自然生態系への配慮は充分でない。「乱獲」によって水産資源は枯渇の危機をはらみ、「混獲」は貴重な資源を浪費している。

また、「混獲」「乱獲」以外にも海洋・河川・湖沼における環境問題はいくつもあり、それらは水産業のありかたを工夫することで大きく改善できる。例えば、技術の進歩と共に漁獲量が増えたが、それによって、マグロの個体数が減ってしまい資源の維持ができず、マグロの漁獲量制限がされた。マグロに限らず、全ての資源が枯渇しきる前に制限を行えるような科学的裏付けや社会システムの構築が必要である。商業捕鯨の禁止も同様に、鯨の個体数減少防止のために行われ、今日十分な個体数まで回復したが、その回復が経済に影響が出るほどまで、イワシなどの鯨の餌となる資源が減少をもたらしたのも事実である。このように後始末が不十分な政策ではなく、臨機応変な対応ができる制度・機関等もこれからは必要である。環境保全の動きによって、生産者側の経済活動がないがしろにされることもあってはならないので、今後改善を求められるのは、生産者側の収入が守られた状態で「混獲」「乱獲」を抑制でき、その場・状況に応じた漁業を確立させることである。

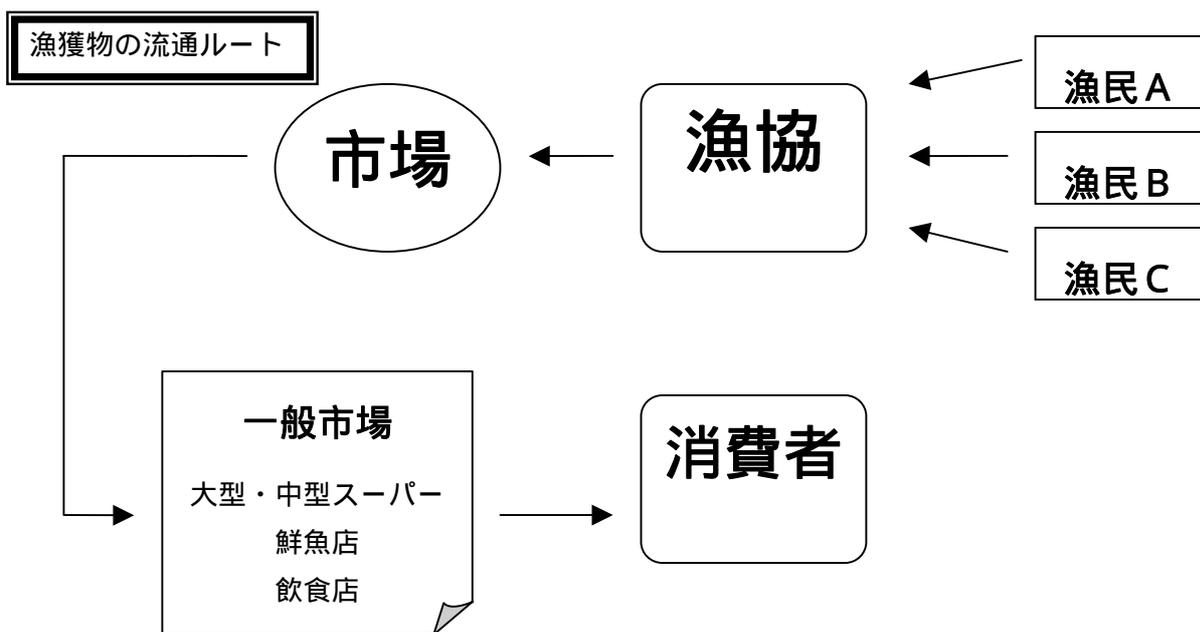
政策の概要

水産資源を扱って利益を生む個人団体の活動が、環境に配慮されたものであることを査定する仕組みや、それを行う機関の構築。

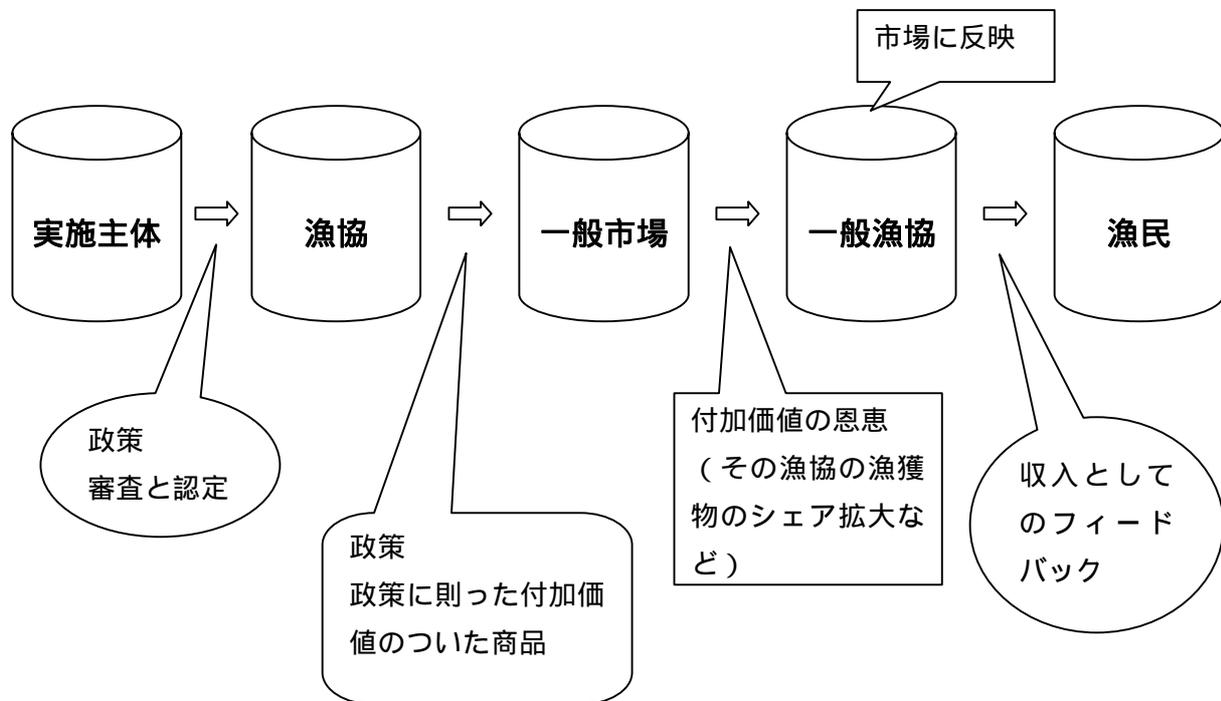
この機関は水産資源を扱って利益を得ている個人・団体の事業内容や活動方法がある基準に基づいて評価する。その基準を製作する活動や、その評価が価値あるものだと生産者側・消費者側に認識させる活動も行う。これらの活動により、環境に配慮した生産者が利益上不利にならない流通の性質をつくり、消費者が環境保全を意識して商品を購入することができる社会環境をつくる。

消費者が環境保全を意識して商品を購入することで、消費者側も環境保全の一端を担うことができ、また、そうした消費者の意識の変化は認定漁協が扱う生産物に新たな価値を付け加えるようはたらく。その新たな価値は、環境に配慮した活動の対価として認定漁協の収入につながり、収入につながることで漁民の環境保全への意識向上を図り、漁民による環境汚染軽減につながる。こういった循環がなされるよう、実施主体が消費者と生産者の両方にはたらきかけることで、環境保全型水産業の質の向上及び水産業が環境に及ぼす負荷の軽減ができる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の効果発揮へのプロセス



(1) 実施主体は漁協を査定(審査)するに当たってその基準を作成する。基準の項目の例としては「水生鳥類(アホウドリやミズナギドリなど)や水生哺乳類(イルカやアザラシなど)にとって視認性の高い色の縄で作られた網を用いているか。また延縄などの針ならばサークルフックを用いているか。」「船底の塗装に用いる塗料は、環境ホルモン問題に配慮した物質でできているか。」「漁獲対象の個体サイズに対する網の目の大きさはどのくらいか。稚魚まで獲れてしま

わなひょう、網の目の大きさが調節されているのかなど。」「資源の持続的な保護を考え、獲り過ぎない工夫(単位面積当たりの網の数を自己規制するなど)がなされているか。」「漁場に出たゴミや撒き餌の撒きすぎなどに対する配慮がなされているか。」「水中の栄養不足を補うために山に木を植林するなど、漁場だけでなく他の環境にも配慮した何らかの活動を行っているか。」「ホタテ等の貝類の養殖で、貝毒が出ない程度に規模を抑えるだけでなく、周辺の環境が悪化しないよう考慮されているか。」

- (2) まず、実施主体が漁民及び漁協の漁業活動を、(1)のような基準に基づき査定する。
同時に漁民をはじめとする各関係機関・消費者に対してこの認定の概要についてPRをする場を設け、この認定の価値を認識してもらう。
- (3) 市場には、認定/非認定漁協の区別がされた漁獲物が集まる。
認定を受けている漁協、受けていない漁協の差異を識別できるような指標(シンボルや目印になるもの)を認定漁協からの漁獲物に添付する。
- (4) 実施主体による事前のPRにより、認定自体が価値を持ち、認定漁協の商品には環境に優しいなどの付加価値が見出される。
漁獲物はスーパー・鮮魚店・小売店等の店頭で、それが認定漁協の漁獲物であるか否かが消費者にとって容易に識別できるような状態で並ぶようになる。その方法については、農業分野で発展している「トレーサビリティ」を参考にしていきたい。
- (5) 実施主体がPRした認定に共感し、環境保全に協力的な考えを持った消費者は、選択的に認定漁協の漁獲物を購入する。
- (6) この認定を受けることによって付け加えられた価値が漁民及び漁協の収入増につながり、未認定の漁協で認可を受けようとする者や消費者の拡大などによってこの市場規模が拡大する、すなわち本提言を通じた環境保全活動への参加が拡大していく。

政策の実施主体(提携・協力主体があればお書きください)

環境、水産、経済、企業、大学、研究機関、市場、NPO、消費者など関連すると思われる様々な分野からの有識者によって構成された、消費者に広く認知されかつ信頼性の高い評価をおこなえる団体。

政策の実施により期待される効果(具体的にお書きください)

- ・政策の実施で漁民のモラルに喚起し、乱獲の防止を促進ができ資源を枯渇させず、持続的な漁業を行う事につながる。
- ・漁法・漁具の改善で、可能な限り混獲を避け、水域に生息する生物の生態系を保全することにつながる。
- ・漁場の生態系やその多様性、生産力を維持できる形の漁業が広がる。
- ・持続的な資源利用ができる制度や社会的な体制を作る事が出来る。
- ・環境を汚染する漁業を防ぐ事が出来る。
- ・各地域の環境保全の足並みが揃い、生物の生息環境それぞれに合った漁法と規模での漁業を発展させることができる。
- ・一般の消費者も本政策を通じて環境保全を支援し、このような取り組みに積極的な漁民を後押しすることができる。

その他・特記事項

世界では世界自然保護基金(WWF)が同様な働きかけをしようという目的で、MSCマークを使って資源・環境配慮型の漁業を認証する「認証機関」を世界各地で認定している。しかし日本においてこの活動の認識は薄く、うまく機能していない。日本には資源管理への取り組み事例が多くあり、資源管理や環境保全に非常に関心の高い企業や消費者も多く存在している。それらの存在価値を上げるため、あえて世界レベルではなく、自分たちの身のまわりという視点からの日本での制度を設ける必要があると考え、私たちはこの政策を提言する。

「商品に価値を」ではなく「活動に価値を」をコンセプトにこの政策を進めていき、生産者・消費者そのものの意識を喚起する。つまり、生産者は「どうせ漁獲するのならば環境に配慮して漁獲しよう。」という、また消費者は「たとえ同じ品質の商品でも、その商品を買うことで環境保全活動に加われるのならばそちらを買おう。」といった、私たち一人ひとりの意識を変化させられたらという願いが込められている。

そのためにも、現在のシステムを客観的に見て判断できる機構の存在が必要である。水産業に大きく関わっている人の視点とは違う観点も必要であり、水産庁の様な当事者機関ではない機構が総合的なシステム作りや、政策を立案することで環境保全に取り組みやすくなるだろう。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人ひむか里山自然

所在地	〒880-2105 宮崎市大塚台西3丁目40-10 TEL: 0985 - 47 - 8115 FAX: 0985 - 47 - 8115 E-mail: himusato@zpost.plala.or.jp		
ホームページ	http://www15.plala.or.jp/himusato/		
設立年月	平成15年4月 *認証年月日(法人団体のみ)平成15年4月8日		
代表者	理事長 岩切 重人	担当者	岩切 重人
組織	スタッフ 32名(内専従2名) 個人会員 32名 法人会員 0名 その他会員(賛助会員等) 0名		
設立の経緯	特定非営利活動法人ひむか里山自然塾は、平成13年4月1日に任意団体の「ひむか里山自然塾」として設立しました。設立以来、ネイチャーゲームを中心に自然体験活動を行ってきましたが、今後、さらに、プロジェクト・ワイルドや自然観察などの環境教育指導者養成並びに環境保全啓発事業などを継続的に展開できるよう「特定非営利活動法人ひむか里山自然塾」を設立したものです。		
団体の目的	この法人は、住みよいまちづくり、即ちエコタウンづくりを推進するため、地域住民に対して、プロジェクト・ワイルド、ネイチャーゲーム及び自然観察等のプログラムの実践し、地域の里山等の自然環境と生活環境の保全を推進し、地域における社会教育及び環境教育の増進を図るとともに、地域の人々の健康と福祉に寄与することを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<p>次の事業を行います。</p> <p>(1) 環境保全に関する調査・研究事業 (2) 環境に関する指導者育成及び環境教育事業 (3) エコタウンづくりに関する事業 (4) 地球環境保全に関する啓発・指導事業 (5) 地域の環境保全に関する広報・啓発事業</p> <p>過去3カ年間の事業実績は次の通りです。</p> <p>2003年度(平成15年度)</p> <p>1. プロジェクトワイルドエドゥケーター養成講習会: 2回実施 2. リバーフロントスクール(一ツ瀬川河口で実施): 2回実施 3. イヌワシモニタリング調査(日本自然保護協会助成事業)</p> <p>2004年度(平成16年度)</p> <p>1. プロジェクトワイルドエドゥケーター養成講習会: 2回実施 2. リバーフロントスクール(一ツ瀬川河口・加江田川河口で実施) 3. こどもエコクラブサポーター養成講座(宮崎県委託事業) 4. 野遊び入門講座(宮崎市委託事業)</p> <p>2005年度(平成17年度)</p> <p>1. プロジェクトワイルドエドゥケーター養成講習会 2. リバーフロントスクール(一ツ瀬川河口・加江田川河口で実施) 3. こどもエコクラブサポーター養成講座(宮崎県委託事業) 4. 地域子どもネイチャーゲーム教室にスタッフを派遣</p>		

活動事業費(平成17年度)908,414円

政策のテーマ 里山の生態系保護活動と自然体験活動フィールドの提供

政策の分野

- ・生物多様性の保全と自然との共生の推進
- ・森林、里地、里山、身近な自然の管理と利用

政策の手段

- ・環境教育・学習の場、機会の提供
- ・国有林の「遊々の森」制度を活用した里山の森づくりと自然体験教室の実施
- ・民有林の借り上げによる里山の森づくりと自然体験教室の実施

政策の目的

現在の里山は、燃料革命以来、人手による管理がなされなくなったことにより、荒廃が続いています。これらの荒廃した民有林や国有林を、里山として活用し管理することにより、森林環境教育や自然体験活動及び林業体験活動を実践するフィールドとして提供するとともに、モデル的な里山づくり施策を確立することを目的とします。

背景および現状の問題点

平成5年に制定された環境基本法第14条には、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。」と定めています。

この生物の多様性が懸念されていることの一つに、われわれの身近な問題として都市近郊に位置する「里山」の荒廃があげられます。現在の里山は、燃料革命以来、人手による管理がなされなくなったことにより、荒廃が続いています。このように荒廃した里山を本来の多様な生物を育む場としての里山に復元するには、人手による管理を続けていく必要があります。

政策の概要

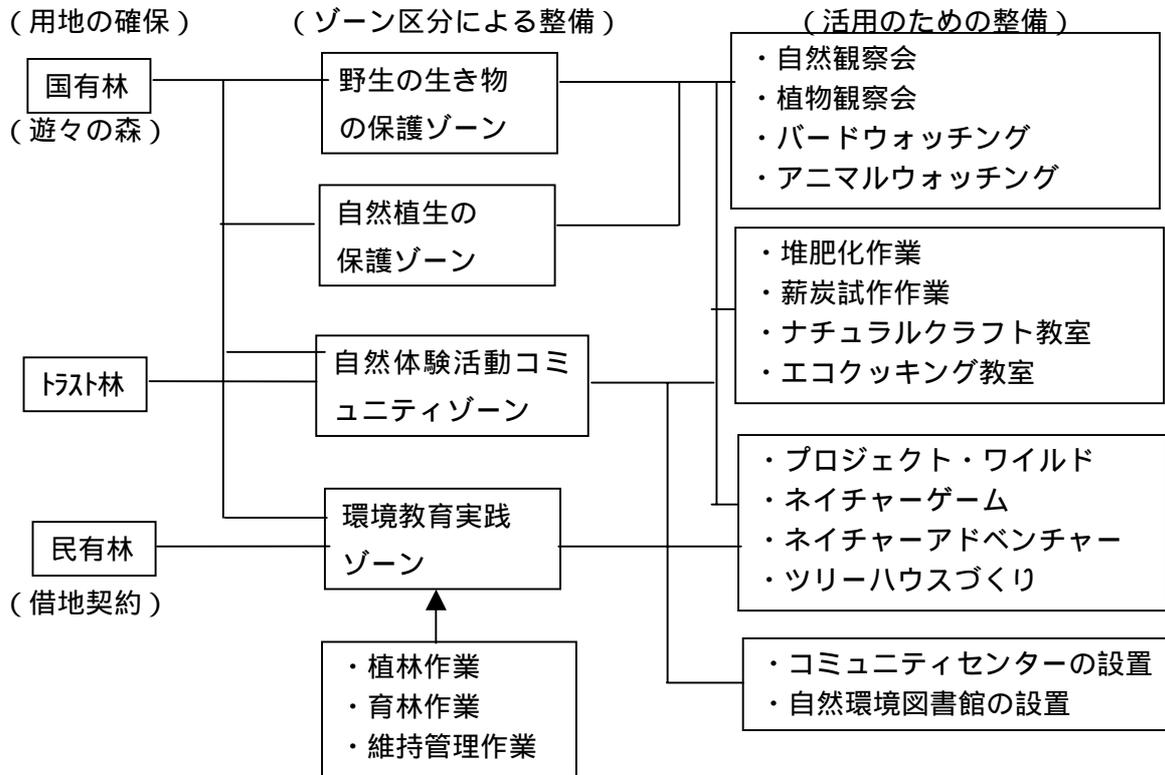
荒廃した森林をそのまま放置すると遷移により、照葉樹林などの極相林になります。人為的に管理し遷移を停止し、里山の生態系を維持するための森づくりを実施することにより、里山の本来の生態系を回復することができます。具体的には、地域の生態系や文化を育んできた里山を目指し、これまで里山を利用してきた農業者だけでなく、都市の市民が自然体験活動や環境教育のフィールドとして利用できる「里山の森」を造成します。

- ・里山の森づくりの場所として、次の方法を検討し、可能性の高いものから選定する。
 - 「遊々の森」制度により、国有林野を利用する。
 - ナチュラルトラストとして里山を確保する。
 - 民有地の山林を借用する。
- ・里山の森づくりの基本的な考え方
 - 人手による管理により保たれてきた種の多様性を確保できる里山とする。
 - 森林・環境教育の活動の場（フィールド）として活用する。
 - 当該里山と周辺の自然環境も含めたピオトープネットワークとして位置づける。
 - 運営・管理及び利用については、環境NPO等の環境保護団体の協力を求める。
 - 森づくり・運営・管理各段階で、各分野の専門家の助言を得ながら進める。
- ・里山の森の構造
 - 里山の森の構造として、種の多様性を確保するために次のゾーン分けをする。
 - 野生の生き物の保護ゾーン
 - 自然植生の保護ゾーン
 - 環境教育実践ゾーン
 - 自然体験コミュニティゾーン

団体名：特定非営利活動法人ひむか里山自然塾

担当者名： 岩切 重人

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
 まず用地を確保し、ゾーン区分ごとに利用目的をもった「里山の森」を造成します。次に里山の森を利用するための施設等を整備します。それと平行して該当する里山の森に適合した自然体験活動のソフトを開発します。



里山の森を活用のための整備として、次のような施設等を整備します。

- ・ネイチャートレイルの設置
- ・ベースキャンプの設置
- ・里山管理ゾーンの造成
 - 昆虫の森：クヌギ・コナラを主体にした森とし、カブトムシ・クワガタなどの昆虫が生息する森。
 - エコクッキングの森：エコクッキングに利用できる山菜を採取できる森。
 - クラフトの森：ミズキ・イイギリなどのクラフト材として利用できる樹木を育成する森。
 - 野生動物の森：ノウサギ、ネズミ類の生息環境を優先させ、野生動物の生息する森。
 - 環境学習の森：照葉樹林地帯に生育する樹木や野草を集め、植物学習の森。
 - 水生動植物の森：渓谷を利用して、水生動植物の生息できる止水域（簡易ダム）を設置。
- ・わんぱく冒険ゾーン：ツリーハウスづくりを行い、青少年の野外活動の場。
- ・森林素材の有効活用ゾーン：葉や落ち葉を利用して堆肥化作業や薪炭作業及びキノコ栽培体験を行うゾーンを設置。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

当該施策を推進するためには、行政、企業、NGO/NPOや地域住民の連携が必要です。各々の関係機関には次のような役割分担が考えられます。

- ・国の行政機関：国有林の「遊々の森」指定及びハードの整備に必要な財源の確保。
- ・地方の行政機関：「里山の森」を利用するためのアクセス手段などの公共施設の整備。その他、NGO/NPOが実施する自然体験活動を協働で実施する役割もあります。
- ・企業：企業は事業利益を社会に還元するという視点から、当該施策に対する財政的、人材的支援を分担する役割があります。
- ・NGO/NPO：当該施策実施主体となる団体として位置づけられる。里山の造成・維持管理をはじめ、利用活動するためのソフトの開発、自然体験活動を実施する。
- ・地域住民：当該施策に地域として可能な限り協力する。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・これまで荒廃した里山を本来の里山に戻すことにより、生物の多様性の保全と自然との共生を推進する効果が期待できます。
- ・これまでの国有林の「遊々の森」は、主に行政が中心に指定し、ハード面を整備しただけで、ソフト面が欠落しているため、あまり活用されていないのが実態です。当該施策は、官民が一体となって推進するため、自然体験活動を中心とした環境教育の推進に大きく貢献できます。
- ・自然体験活動を中心とした環境教育は、青少年の育成に大きく貢献できます。
- ・この里山の森づくりは、これまで農民が利用することによって生態系が保全されてきた里山に変わって、都市の住民が活用することにより、あたらしい里山の自然生態系の保全方法を開発するものであり、里山管理の新しい管理方法（里山管理マニュアル）を確立するもので、地域社会の発展に大きく寄与いたします。
- ・この政策は、青少年の豊かな人間性や社会性を培うために必要な「社会性の学習・訓練、生涯学習機能、地域における連携機能、ボランティア養成機能」を提供できます。
- ・里山の森に設置する自然体験活動コミュニティゾーンは、市民同士、地域住民との連携を強化することができる機能が期待できます。
- ・この施策は、エコタウンづくりの一環として位置づけられ、地域の発展に大きく寄与します。

その他・特記事項

当NPO法人は、団体の活動プロフィール欄で記述しましたように、平成15年度から環境教育指導者養成を中心に環境保全活動を実施してまいりました。平成18年度から国有林の「遊々の森」制度により「ひむか里山の森づくり」を実施しています。

ひむか里山の森の設置実践計画の概要はつぎの通りです。

1 基本設計

(1) 利用施設の設置

導入道：ベースキャンプからネイチャートレイルまでの遊歩道（約350m）を設置

ネイチャートレイル：約2,500mを整備及び設置

（導入道から自然林内の西尾根ルートに入り、スギ人工林の西斜面ルートを設置し、谷川沿いルートを通り、東斜面ルートを上がり東尾根から北尾根ルートにトレイルを設置）

ベースキャンプにミニログハウス、工具用倉庫及び簡易トイレを設置

(2) 里山の森の造林作業

昆虫の森：5,800㎡（クワガタなどの集まるクヌギやアゲハチョウのなかまの食草となるミカン科の樹木などを植林する。）

エコクッキングの森：7,100㎡（ドングリがエコクッキングに利用できるシイ類の樹木）

クラフトの森：16,600㎡（クラフトとして利用できる樹木を植林し、育成する。）

野生動物の森：18,500㎡（鳥類の生息環境としては、「実のなる木」が中心になる。）

環境学習の森：13,000㎡（森林の遷移の状態とか森林の公益的機能や里山における生活の歴史などが学習できる森づくりを行う。）

(3) 既存の森林や地形を活用して利用する森

わんぱく冒険ゾーン：4.86haの保護林をツリーハウスなど青少年の野外活動の森

水生動植物の森：簡易ダムを設置し、水生動植物の生息できる止水域のある森

2 里山の森の造林作業の年度計画

初年度：昆虫の森の造成・ネイチャートレイルの整備及び設置

2年目：エコクッキングの森・ネイチャートレイルの整備及び設置

3年目：クラフトの森の造成・水生動植物の森・わんぱく冒険ゾーンの設置

4年目：野生動物の森の造成

5年目：環境学習の森の造成

「ひむか里山の森づくり」は、「セブンイレブンみどりの基金」と「宮崎県森林環境税」の助成で実施しています。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 生態工房

所在地	〒167-0054 東京都杉並区松庵 3-38-14-2D TEL: 03 - 3331 - 5004 FAX: 03 - 3331 - 5004 E-mail: info@eco-works.gr.jp		
ホームページ	http://www.eco-works.gr.jp/		
設立年月	1998年4月 *認証年月日(法人団体のみ) 2002年6月25日		
代表者	安部邦昭	担当者	佐藤方博
組織	スタッフ 10名 (内専従 1名) 個人会員 20名 法人会員 0名 その他会員(賛助会員等) 10名		
設立の経緯	自然保護区や自然観察施設において、保全・調査・教育等のボランティア活動をしていたメンバーが、保全の現場で役立つ技術の開発、知見の集積とそれらの公開を進めるために設立した。		
団体の目的	社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とする(定款第3条より)。		
団体の活動プロフィール	<p>野生生物の保全と環境学習の拠点として各地に整備されているビジターセンター、自然観察園等の「生きもの緑地施設」の活用を通じて、自然環境の保全に貢献する市民活動団体である。</p> <p>[当法人が行う事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生きものの生息環境の保全、管理事業 自然との共生を目的とした環境学習事業 本法人の目的を達成するために必要な広報事業 保全・管理及び環境学習を推進するための人材育成事業 		

活動事業費(平成17年度) 18,000,000円

政策のテーマ

外来種動物の遺棄を予防するための普及活動と回収施設の整備

政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 施設等整備
- ・ 環境教育・学習の推進

団体名：特定非営利活動法人 生態工房

担当者名：佐藤方博

政策の目的

ペットに由来する外来種の蔓延を防止し、生態系の保全と、駆除にかかるコストの低下を実現すること。

背景および現状の問題点

我が国で問題を引き起こしている外来動物には、アライグマやミシシippアカミミガメなどの捨てられたペットに由来する種が多く存在する。飼育動物の遺棄は現行法でも違法であるが、現行犯で取り締まることの難しさや、生態系におよぼす影響に関する知識の欠如、囚われの身である動物を自然界へ放すことに対する間違った美意識などから、安易な放逐が行われている。

野外に定着した外来種の駆除には莫大な人的・経済的コストが必要とされ、それを投じても生態系の回復が実現できない場合もある。このように、高いコストが発生する問題を未然に防ぐためには、飼育と遺棄に関する正しい知識・態度を普及すること、野外への遺棄を防ぐための回収施設を整備すること、の2点が重要である。

政策の概要

外来種問題の解説による普及活動

遺棄されたペットによる生態系の攪乱を予防するために、専門員が学校、都市公園、自然公園等の現場に出向き、教材を用いて出張解説を行う。

飼育動物回収施設の設置

飼育を継続できない人が、飼育動物をやむなく野外へ放逐することを防ぐために、飼育動物の回収窓口を設置する。この施設は、各自治体が運営している既存の動物愛護センター等を活用する。それが不可能な場合には、各自治体が委託した処理業者が代行する。

広報活動

安易な飼育を戒め、野外への遺棄防止と回収施設の利用を促進するためのポスター・ちらしを作成し、学校・公共施設に掲示する。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

広報・教育活動によって、ペット由来の外来動物の発生を予防することができる。

[方法]

- ・ポスターによる広報活動により、ペットを遺棄してはいけないことを広く周知する。
- ・環境学習の技能を有する専門員が、ペットの遺棄によって起こる外来種問題について、教材を用いてわかりやすく解説して理解を促進する。
- ・解説活動は、多数の青少年に対して効率的に実施できる学校や、外来種問題の現場であり人々の関心を集めやすい都市公園・自然公園等に出張して行う。出張解説に際してはマスコミを通じたPRを行い、外来種問題と解説活動の周知を図る。

飼育動物の回収施設を整備することで、野外への遺棄量を軽減できる。

[方法]

- ・多くの飼育者は、ペットを捨てない方がよいことを認識している。しかし、現実に引き取り手がいないことから、さまざまな理由付けをして野外への遺棄に至る。飼育動物の回収施設を整備することにより、このような遺棄を防止することができる。

新たな外来種の発生を予防することにより、野外に定着した外来種を駆除する場合に比べて大幅なコストダウンを図る。

その他・特記事項

ペットの遺棄は個人の問題だが、それによって引き起こされる外来種問題はすでに社会問題になっている。現実的に実効性のある方策を考え、実施することが求められている。行政として飼育動物の回収施設を整備し、野外での外来種駆除にかかる莫大なコストの削減を図ることが期待される。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 杜の会

所在地	〒157-0073 東京都世田谷区砧 5 - 1 - 1 - 204 e-mail LEP02747@nifty.ne.jp		
ホームページ	http://homepage2.nifty.com/morinokai/		
設立年月	1999年 11月 17日		
代表者	中村和郎	担当者	矢野智徳
組織	スタッフ 5名 (内常勤スタッフ5名) 個人会員 35名 法人会員 2団体		
設立の経緯	造園業の現場において、植物の適正環境を整える土壌、排水、施肥、消毒、剪定などの環境改善作業だけでは、植物の活性が図れないという現実直面し、土壌内排水と土壌内通気との関連性に着目したことをきっかけに、様々な分野の有志とこの問題を論議する過程で、土壌環境のメカニズムの調査・研究を行うことの重要性を認識し、環境NPO法人の設立に至った。		
団体の目的	当会は、沖縄県をはじめ全国各地での、人工開発が与える環境的負荷の具体的メカニズムを調査し、改善し、人間を含めた、生物の過ごしやすい環境を再生すること、および環境改善に関心のある地元住民の方、学生、研究者、教育者、行政の方々とともに、理論と実践を両輪した共同活動につなげ、社会的活動へと展開していくことを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<p>2003年10月 沖縄県職労農林水産ツーリズム研究会から依頼を受け現地視察</p> <p>2003年11月 沖縄第一実験農地改善整備開始 (農地面積約3500㎡) 継続中</p> <p>2004年05月 山梨県富士吉田市 特別養護老人ホーム慶和荘山林整備</p> <p>2004年10月 沖縄第二実験農地整備開始 (農地面積約3800㎡) 継続中</p> <p>2005年03月 沖縄第三実験果樹園通気改善整備 (農地面積約500㎡) 継続中</p> <p>2005年04月 京都市山科区 岩屋神社境内環境改善工事</p> <p>2005年05月 沖縄第一実験林地 山の神様林地改善開始 継続中</p> <p>2006年02月 三重県愛農学園農業高等学校 愛の森整備開始 継続中</p> <p>沖縄の改善活動については、月に1回、地元農家の方と勉強会を行うと共に、農地整備作業、辺野喜(ヤンバル)の農地・林地の定期観測、周辺の自然環境の臨床的観察等を実施している。</p>		

活動事業費 (平成17年度) 8,700,000円

団体名：特定非営利活動法人 杜の会
担当者名：矢野智徳

政策の分野

- ・ 生物多様性の保全と自然との共生の推進
- ・ 森林、緑地、海岸、里地、里山、湿地、身近な自然の管理と利用
- ・ 自然環境保全に関する調査・研究、モニタリング
- ・ 自然再生・復元
- ・ 空気・水・土の保全

政策の手段

予算・資金措置 : 土壌環境のメカニズムに関する調査・研究のための活動支援
調査研究、技術開発 : 土壌環境の空気と水の循環を確保するための技術・研究・開発
環境教育・学習の推進 : 土壌環境のメカニズムを基軸とした環境学習の推進

政策の目的

一般的な環境調査では見て取ることのできない生態系の動きと、土壌環境におけるメカニズムの間には深い関連性がある。そのことを解明するために、土壌中の空気と水の循環に関する研究と調査を行い、土壌環境のメカニズムを明らかにし、効率的な環境保全事業における環境改善技術の開発を行うとともに、森林崩壊や河川崩壊などのさまざまな環境問題を解決する一助に寄与することを目的とする。

背景および現状の問題点

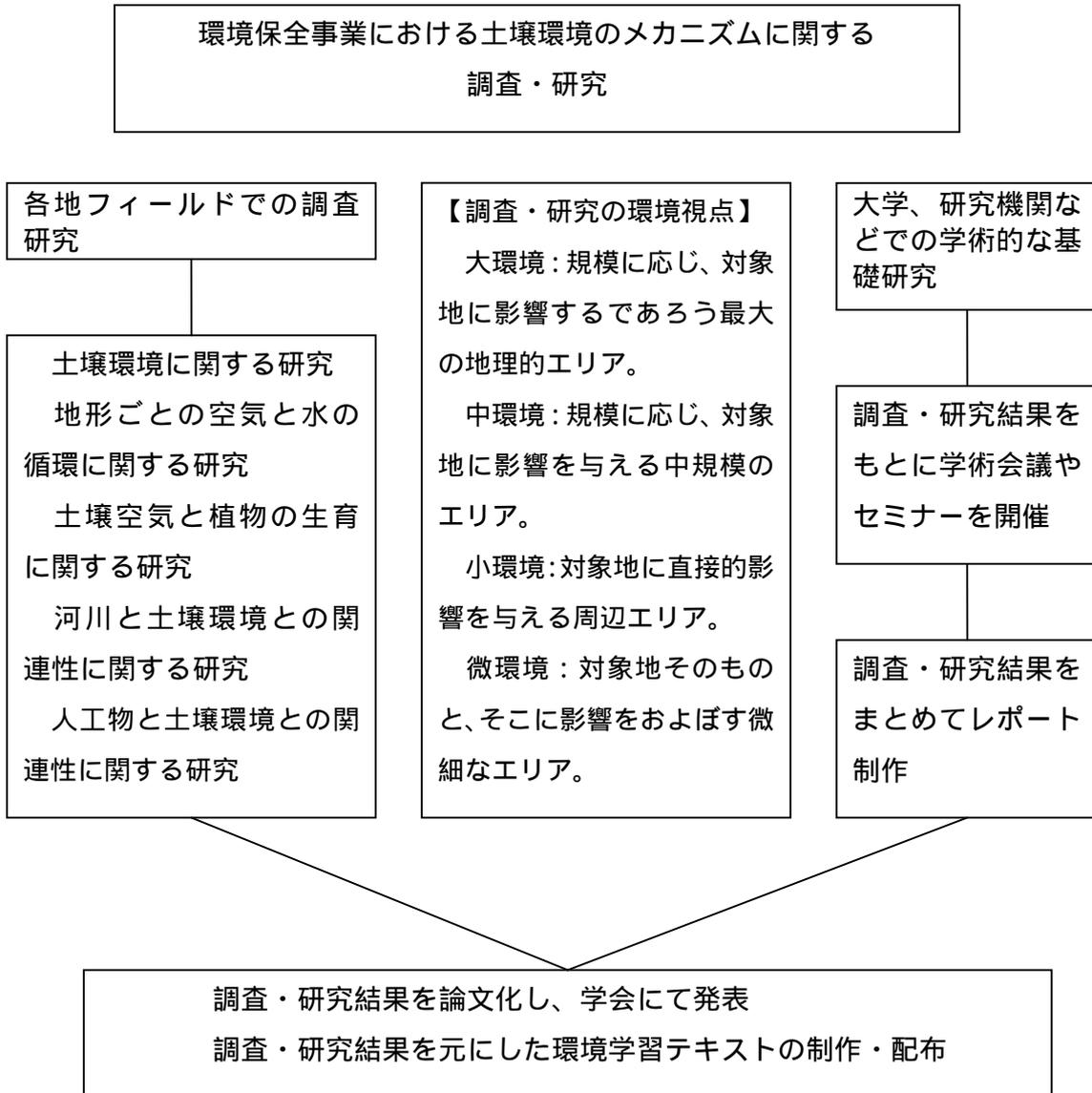
さまざまな環境保全対策が提案され実施されてきたが、森林環境、河川環境などの諸問題は悪化の一途をたどっている。NPO法人杜の会では、東京、沖縄をはじめ全国各地の環境改善事業に携わり、長年にわたって継続的にメンテナンスを行ってきた。その経験から局地的環境のみならず、その地域を含む広域の地形・地質・気候等の環境を考慮に入れる必要があること、および土壌中の空気と水の流通の連動に注目すべきであることを見いだし、数々の技術的創意工夫をこらして成果を上げてきた。今後、理論的裏付けを確立するための研究を推進して、普及を図りたい。

政策の概要

基準となるフィールドを決定し、土壌環境の空気と水の循環に関する調査・研究を行う

- ・ 対象フィールド：沖縄、三重ほか
 - ・ 基礎研究：土壌環境の空気と水の循環および作用について、
大学、研究機関などでの学術的な基礎研究
 - ・ フィールドによる調査・研究：土壌環境に関する研究 ポイント：土質ごとの空気と水の循環、地形ごとの空気と水の循環、雨水浸透および泥流による土壌環境への影響
 - ・ 土壌空気と植物の生育に関する研究 ポイント：土壌空気と土質および腐葉土層との関連
 - ・ 河川と土壌環境との関連性に関する研究 ポイント：河川流域における土壌環境
 - ・ 人工物と土壌環境との関連性に関する研究 ポイント：コンクリート構造物による土壌環境への影響
- 調査・研究結果をもとに学術会議やセミナーを開催
調査・研究結果をまとめてレポート制作
調査・研究結果を論文化し、学会にて発表
調査・研究結果を元にした環境学習テキストの制作・配布

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体

特定非営利活動法人杜の会

提携主体

首都大学東京、沖縄県農林水産部森林緑地課、国頭村立佐手小学校、愛農学園農業高等学校

協力団体

滝乃川学園、東極楽寺（神戸）、岩屋神社（京都）、社会福祉法人明清会（山梨）

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

全国の開発地周辺で進行している雨水浸透低下による、陸地・河川・沿岸海域の泥水汚染と生態系の保全、農林水産部門や緑化環境保全等の各産業及び技術の振興、環境保全型観光の振興、環境教育事業の推進。

その他・特記事項

戦後日本の国土は、いまだかつて経験したことのない国土開発とその整備を充実させてきたと言っても過言ではない。そのお陰で、一般国民の生活水準や利便さは、かつてない充実をとげるようになってきた。しかし、その一方で全国各地の生物環境は、衰退方向をたどり、災害の頻発もいなめない状況になってきた。当会ではこの問題を、日本の各地の具体的な現場で見据えなおし、その共通点を模索してきた。そして現在、辿りついたのが、泥水流出汚染の問題である。これは、各開発地では、天然の土壌内の空気と水の対動的な動き（例えばストロー内の水が動くには、その中の空気が先に出ることによって、その水が動くことになる。）が崩され、円滑に機能しなくなることによって生じる現象であると思量された。すなわち、土の中への重量物・・・空気と水の移動方向が閉ざされたりすると、雨のたびに雨水が地中へ浸透できず、表土を洗って泥水を出し続けることになるのである。この結果、周辺にこの泥水が流出し、河川流域から沿岸海域を含めた泥水汚染が進行することになる。このかつてなかった通気不良に伴う泥水汚染は、植物の根の呼吸不良をはじめバクテリア環境の異変等を引き起こし、様々な生物の生態を脅かす要因になっているものと考えられる。なぜなら今、当会の各地における現場において、生物環境の改善施工に取り組むたびに、空気と水の循環を再生し、雨水浸透を回復してやると、植物をはじめ小動物の改善反応が急速に進行するのである。この意味で、大地における空気と水の対動的な循環という生物環境の共通問題の研究は、これまでどの専門分野でも注目されたことがなかったが、これからの生物多様性環境再生にとって必要かつ緊急な課題であることは疑いがない。